

地域産業振興策の現状と課題

—推進組織からみた地域産業振興の在り方—

調査部 副主任研究員 星 貴子

目 次

1. はじめに
 2. わが国の地域産業振興策
 - (1) 地域産業振興策の動向
 - (2) 産業クラスター計画における地域産業振興への政策効果
 - (3) 産業クラスター計画にみる地域産業振興の課題
 3. イギリスにおける地域産業振興
 - (1) 地域産業パートナーシップ導入の経緯
 - (2) LEPの特徴
 4. 地域産業の振興促進に向けて
 - (1) わが国の産業振興のプラットフォームとLEPの比較
 - (2) 地域の産業振興の促進に資するプラットフォームとは
 5. おわりに
- <補論>

要 約

1. 長期にわたり地方の景気低迷が続くなか、わが国の経済を支える要として、地域産業の再生・活性化は急務である。しかしながら、従来と同様の、行政主導で画一的な振興策では、地域産業が発展する可能性は小さい。地域の産業振興には、地域の実態に即した戦略・計画を策定し、それを着実に実行する体制、すなわち地域のビジネス動向や事業化に精通した民間部門を核とした推進組織（プラットフォーム）が必要である。
2. イギリスでは、2010年6月から、行政主導であった地域開発公社に代わり、自治体と民間部門の協働組織である地域産業パートナーシップ（LEP）が、地域の産業振興を担っている。LEPは、実際の経済エリアを圏域とし、民間主導、かつ経済的に政府から独立した組織である。多くが任意団体であるにもかかわらず、住宅や運輸を含め地域産業の振興に関連した様々な事業に関して一定の権限が認められている。その一方で、持続的に産業の振興を図るため、LEPには透明性の確保や説明責任のほか、国や第三者機関からの検証・評価が課されている。
3. これまでのわが国の地域産業振興策は、行政主導であり、十分な成果が得られなかったイギリスの地域開発公社に通じるものがある。わが国の政策の方向性を検討するうえで、地域開発公社からLEPへと舵を切ったイギリスの取り組みを検証しておくことは有意義であろう。
4. LEPを参考にすれば、産業の振興促進に資するプラットフォームのポイントは次の4点。
 - (1) 民間部門中心の組織
民間部門出身者が構成員の過半数を占めるとともに、政策の策定から事業化まで一貫して民間部門が中核となる必要がある。さらに、NPO法人や住民組織のみならず、域外の主体を参画させるなど、組織の多様性やオープン性を確保することも重要である。
 - (2) 財務の自立
構成員による運営資金の拠出や事業収入の確保など、資金の自己調達を原則とすることが求められる。補助金・助成金の利用に当たっては、それに依存するのではなく、自己調達を基本とし、不足分を補完するために利用するなど、一定の要件を課す必要もある。
 - (3) 実際の経済エリアを軸とした圏域設定
圏域は、実際の経済エリアを軸に、ビジネスを展開している企業を中心に検討することが重要である。大都市近郊で、一つの自治体が複数のプラットフォームに属する場合、規制や優遇措置に齟齬がないよう、調整する必要がある。
 - (4) 客観的評価の導入
産業振興を持続するには、施策を適時チェックし、修正することが不可欠である。そのためには、自己評価のみならず、統一した指標・基準に基づき、第三者機関が客観的に評価・判定することが重要である。こうした客観的評価は、個々のプラットフォームの戦略のみならず、わが国の産業振興策の策定・修正にも寄与する。

1. はじめに

人口減少・高齢化の進展を背景に長期にわたり低迷が続く地方経済に反転の糸口が見えてこない。こうした状況を受けて、「地方の活性化なくして、国の成長はない」との認識の下、地域経済のけん引役となる産業の競争力強化や内発的発展を目的に、経済産業省のほか、内閣府、総務省、国土交通省などが、様々な産業振興策を展開してきた。

もともと、これまでの政策では、産業基盤の強化や地域経済の持続的な成長が招来されていないのが実情である。なかには、人口減少⇒地域産業の低迷⇒雇用吸収力の減退⇒労働力人口の流出⇒地域産業の低迷…といったような悪循環から脱することのできない地域もある。さらに、昨今の中国をはじめとする海外経済の先行き不安が、地域経済を一段と押し下げることが懸念されている。

こうした状況下、わが国の経済を支える要として、地域産業の再生・活性化は急務である。これまで、地域産業に対しては様々な取り組みが実践されてきたが、必ずしも十分な効果が上がったとはいえない。したがって、過去の政策における課題を明らかにし、従前の政策を見直すことは不可欠といえよう。

こうした問題意識の下、本稿では、まず、これまでの産業振興策のなかから、2000年代に実施された産業クラスター計画を取り上げて、地域産業への効果を検証し、当初期待された成果を上げられなかった要因や課題を明らかにする。それを踏まえて、近年、地域連携の先駆事例として注目されているイギリスの地域産業パートナーシップを参考に、地域産業の振興促進のポイントを考察する。

2. わが国の地域産業振興策

本章では、2000年以降のわが国の主な地域産業振興策を整理したうえで、そのなかで経産省が中心になって進めてきた産業クラスター計画に焦点を絞り、既存の調査研究を活用しつつ、その成果や課題を明らかにする。

(1) 地域産業振興策の動向

わが国の地域産業振興策は、1990年代半ばから2000年代初にかけて、政策の基本コンセプトを「地方への産業の分散・再配置」から「地域の自立・内発的成長支援」へシフトさせた。

こうした政策の変化がもたらされた主な背景としては、下記の3点が指摘されている。

一つ目は、大企業による生産拠点の海外移転である。1990年代後半の急速な円高により、輸出品の国内生産コストが大幅に上昇したことが、海外への生産拠点の移転を後押しした。こうした状況は、当初は完成品の最終組み立て工程だったものが、時間の経過とともに、部品や素材といった裾野産業にまで拡大し、そうした産業を基幹産業としていた地域では産業の空洞化が進展した。

二つ目は、アジア諸国の台頭である。国際化の進展やインターネットの普及に伴い、新興国が一足飛びに先進国の知識・技術をキャッチアップできるようになった。なかには、韓国のサムスンや台湾のエイサーのような国際ブランド化した企業のほか、裾野産業でも国際的に高い技術力を有する企業が相次いで出現した。こうしたことから、わが国製造業の国際競争力が急速に低下するおそれが出てきた。

三つ目は、人口流出である。なかでも日本海沿岸や四国、九州の小規模都市では、若年層の大都市へ

の流出に歯止めがかからず、生産年齢（15～64歳）人口の減少が他地域に比べ著しかった。若年層の流出を食い止めるため、地方においては、雇用を安定して提供できる企業、産業の確立が望まれた。

このような状況を受けて、地域経済の活性化や地域産業の振興の促進を目的に、様々な政策が打ち出された。2000年以降の主な政策をみると、産業集積による持続的・内発的な地域振興を目指した産業クラスター計画（①）、特定の地域を選定し規制緩和や重点的に投資を行う特区制度（②、③、④）、地域経済の好循環を目的とした地域発の事業を創出する地域経済好循環プロジェクト（⑤）、成長の果実の地域・中小企業への波及および持続可能な地域社会の創出を目的とする地方産業競争力協議会（注1、⑥）などがある。また、産業振興を含め、通信・交通等のインフラや医療・介護といった社会保障など、包括的に地域を再生・活性化させることを目的とする政策も相次いで出された。国交省が、官民連携主体による地域づくり推進事業（⑦）や国土形成計画2015～2025年（⑧）を打ち出したほか、総務省も、定住自立圏構想（⑨）や連携中枢都市圏構想（⑩）を展開している（図表1、図表2）。

これらの政策には、次に示す幾つかの共通した特徴がみられる。

第1は、地域の特性・地域資源の活用である。従来の産業振興策は、大都市圏から企業を誘致し、地元とその効果を波及させることを主眼とするものであった。これに対し近年は、企業誘致に依存するの

（図表1）主な産業振興策

政 策	開始年度～終了年度	概 要
①産業クラスター計画	2001年度～2009年度	地域の中堅中小企業・ベンチャー企業が大学、研究機関等のシーズを活用して、産業クラスター（新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態）を形成し、国の競争力向上を図ることを目的とした政策。
②構造改革特区	2002年度～	民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を阻害している国の規制について、地域を限定して改革することにより、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的とした制度。
③総合特区（地域活性化総合特区）	2011年度～	地域活性化の取り組みによる地域力の向上を目指す区域に、国と地域の政策資源を集中し、オーダーメードで総合的に支援する制度。
④国家戦略特区	2014年度～	経済社会の構造改革を重点的に推進する区域を選定し、産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成を図る制度。
⑤地域経済好循環プロジェクト	2012年度～	自治体がエンジンとなって、地域の総力を挙げて地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことで、地方からのGDPの押し上げを図るプロジェクト。具体的な事業は、「ローカル10,000プロジェクト」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等。
⑥地方産業競争力協議会	2013年度～	地域における産業競争力強化や地域経済再生等を目的とした日本再興戦略に基づき、全国8ブロックごとに設置された官民協働の協議会。地域ごとの戦略産業の特定、地域資源の掘起し、産業人材育成にかかる戦略を策定し、KPIに基づき、実行状況をフォローアップ。
⑦官民連携主体による地域づくり推進事業	2011年度～2012年度	「官民連携主体」が組織として地域戦略の策定・実施を担っていくに当たり必要となる国の支援制度の在り方を検討することを目的とした事業計画。延べ6団体が選定され、戦略の策定、その実施について検証された。
⑧国土形成計画（2015～2025年）	2015年度～（2025年度）	医療、福祉、商業等の機能を集約し、それぞれを繋げるとともに、地域の多様な個性を磨き、地域間・国際間の連携を活発化することで、国土の均衡ある発展を実現することを目的とした計画。全国計画を踏まえ、八つの広域ブロックごとに地域戦略策定。
⑨定住自立圏構想	2009年度～	中心市と近隣市町村が連携し、全体として必要な生活機能を確保し、地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」を有する圏域を形成する都市構想。3大都市圏を除く人口5万人程度の市とその近隣市町村が対象。現在、21圏域でモデル事業展開。
⑩連携中枢都市圏構想	2014年度～	地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを行う都市構想。政令指定都市や人口20万人以上の中核都市とその周辺市町村が対象（全国で61圏域が該当）。

（資料）経産省、総務省、国交省および内閣府の関連ホームページ公表資料を基に日本総合研究所作成

(図表2) 産業振興策の動向

	2000年度	2010年度					2015年度					2020年度				
産業振興		①産業クラスター計画														
		②構造改革特区														
地域づくり																

(資料) 経産省、総務省、国交省および内閣府の関連ホームページ公表資料を基に日本総合研究所作成

ではなく、地域産業の特性や既存の地域資源を活用することで、地域の潜在性を最大限に実現する方向へと舵が切られた。もっとも、2014年以降の地方創生戦略においては、東京一極集中の是正に力点が置かれて、企業の本社機能の地方移転を推進するような「地方への産業の分散・再配置」に回帰する動きもみられる。

第2は、対象圏域の広域化、すなわち、市町村の枠組みを越え、複数の市町村が協働で産業振興を図る点である。人口減少の一方で、都市のスプロール化により、生産拠点や商店が郊外に移転し、自然と経済エリアが広域化している。また、道路整備が進み、ヒトの日常的な都市間移動も決して珍しいものではなくなっている。このため、最近では、同一県内にとどまらず、県境を跨いだ複数の市町村が一つの圏域の枠組みを形作ることもある。

第3は、官民連携の促進である。官民連携の必要性は、従来の政策でも指摘されてきた。公的部門における民間の資金、人材、ノウハウ等の活用は、第三セクター（注2）からPFI（注3）やPPP（注4）へと、その応用範囲を拡大している。また、事業の実行主体としてばかりでなく、具体的な施策の検討段階から、幅広く民間の意見を聴取する動きも出てきた。例えば、地方産業競争力協議会では、経済団体、業界団体、一般企業ばかりでなく、NPO法人や住民組織なども構成主体に取り入れることが推奨されている。

以上のように、地域産業の持つ特性を生かすために、民間の力を積極的に活用するという観点から、行政の枠組みにとらわれることなく、自然発生的に生じている経済エリアを中心に、民間中心のネットワークを生かすのが、近年の産業振興策の基本コンセプトである。

しかし、地域ごとの戦略・計画を仔細にみると、基本的なコンセプトが十分に反映されている例は決して多くはない。地域の基幹産業か否か、あるいは優位性の有無にかかわらず、国の位置付けた重点分野に地域資源を当てはめたに過ぎず、自治体名が異なるだけで、内容が似通っているものが少なくない。そのうえ、こうした政策の運用・推進主体は、地域ブロックごとに設置されている経済産業局（経産

局) や都道府県といった行政が中心であることには変わりはなく、民間の意見は参考にとどまっている例が散見される。

(2) 産業クラスター計画における地域産業振興への政策効果

それでは、前項でみてきた政策によって、地域産業の振興は招来されたといえるのであろうか。以下では、経産省の産業クラスター計画を例に、その成果を確認する。

A. 産業クラスター計画の概要

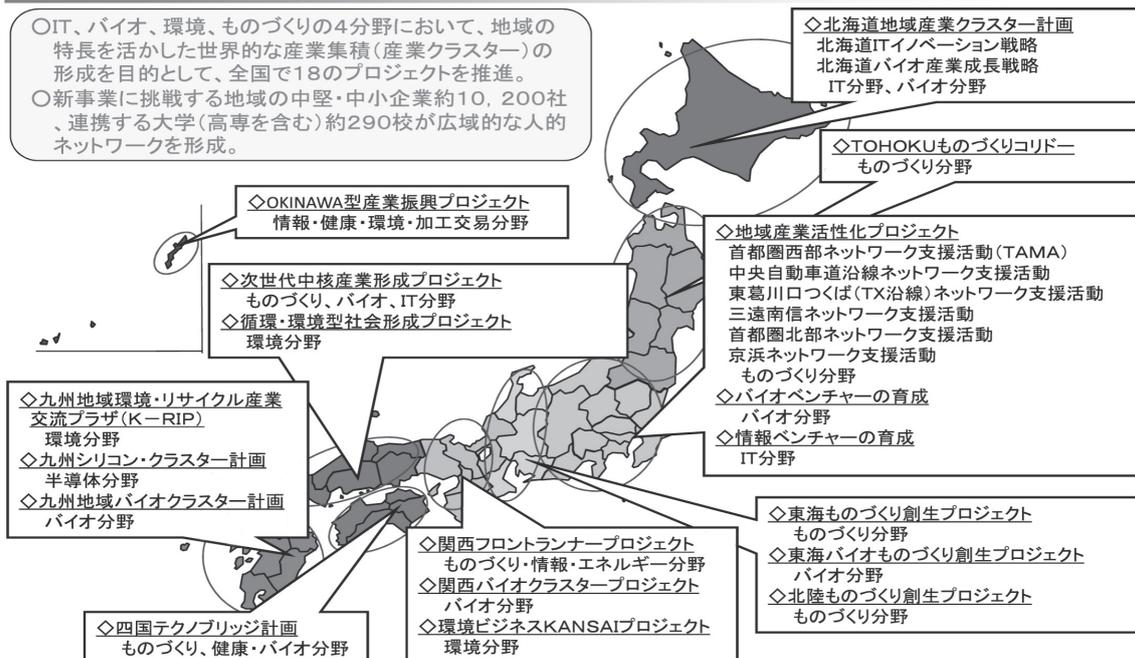
政策の効果をみる前に、産業クラスター計画の概要を簡単に整理する。

産業クラスター計画は、「わが国産業の国際競争力の強化とともに、地方経済の活性化に資するため、産学官のネットワークを通じ知識・技術等を相互活用することで、地域を中心に新産業・新事業が創出される状態（産業クラスター）の形成を図ること（経産省）」を目的とした。このため、同計画では、それまでの画一的・中央統制的な施策運営を改め、地域での施策展開を第一義とするとともに、省庁間の連携を強化する方針が示された。

この方針の下、同計画は立ち上げ期の第Ⅰ期（2001～2005年度）、成長期の第Ⅱ期（2006～2009年度）、自律的発展期の第Ⅲ期（2010～2020年度）に分けて実施される予定であった。しかし、2009年7月に実施された民主党政権の事業仕分けにより、2010年度以降は民間事業へ移行することが決定し、政府事業としてはⅡ期で終了となった。政府事業としての産業クラスター計画では、18プロジェクト・24サブプ

(図表3) 全国の産業クラスター計画プロジェクト（第Ⅱ期）

産業クラスター計画(第Ⅱ期) 18プロジェクト



(資料) 経産省「2009年度年次報告書」(http://www.meti.go.jp/policy/newmiti/mission/2010/pdf/2_1_2.pdf)

プロジェクトでクラスターの形成が図られた（注5、図表3）。

これらのプロジェクトは、地域ブロックごとの経産局によって統括され、サブプロジェクトごとに設立された協議会等の推進組織（プラットフォーム）の下で事業が展開された。プラットフォームは、管轄経産局の下、自治体、経済団体、業界団体、金融機関等で構成された。プラットフォームを主導する主体は、サブプロジェクトにより異なるものの、i) 自治体、ii) 自治体によって管理・運営されている産業推進機構・センターや財団、iii) 民間部門の3パターンに大別される。ただし、首都圏西部ネットワーク支援活動の首都圏産業活性化協会（注6、TAMA協会）に代表されるような、iii) の民間部門が積極的に主導的な役割を担ったプラットフォームは一部に過ぎない。

対象の産業分野は、「IT」、「バイオ」、「環境・エネルギー」、「ものづくり」の4分野であったが、目標やターゲットとする分野に明確さが欠けるものが少なくなかった。例えば、「ものづくり」分野のプロジェクトは、幅広い産業を対象としたものが多く、集積を図るにはポイントが曖昧で絞り切れていない印象を与えるものが多かった。また、経済規模が他地域に比べて大きいことが背景にあるとはいえ、全体の3分の1に当たる八つのサブプロジェクトが集中した関東では、計画の対象地域や分野に重複感がみられた。

なお、以後、「サブプロジェクト」を含め「プロジェクト」と略して記述する。

B. 産業クラスター計画の地域産業への効果

次に、産業クラスター計画が、プロジェクトの参画企業や対象地域の産業に及ぼした効果を見ていく。実績については、経産省が、プロジェクトの申請ベースで、参画主体数やプロジェクトでの新規事業数を公表するとともに、成功事例として幾つかの事業を紹介している。これらを見ると、一見、相応の成果があったかのようにも映る。しかし、新規事業の収益性や継続性等の客観的な検証がなされていないため、これだけでは、地域経済への押し上げ効果は判然としない。

そもそも、産業クラスター計画の全体像については、公式な検証がなされていないばかりか、正確な実績さえも公表されていない。成果についても、そもそも明確な基準が策定されておらず、何を持って成果があったかを判断することが難しいのが実情である。

こうしたなか、経産省は不定期ではあるものの、参画企業へのアンケートによるモニタリング調査を実施している。以下では、この調査を手掛かりに、クラスター計画の成果について検証する。なお、アンケートの詳細については、補論に示す。

2009年度末に実施されたモニタリング調査（注7）によれば、プロジェクトが企業業績や企業活動にプラスに寄与したとする企業は、いずれも回答企業全体の数%程度に過ぎない。また、プロジェクトのメリットを実感できないとする企業も多く、とりわけ、事業資金の調達や必要人材の育成・確保において、効果がないとする企業が多い。

また、産業クラスター計画に参画しても、期待した効果や満足なメリットを享受できないことが、プロジェクト活動に対するインセンティブを削いだ面は否めず、参画企業のなかでプロジェクト活動に積極的に参加した企業（コアメンバー）は、全体の1割程度にとどまった。

同調査は、計画に参画した企業とそうでない企業に分けて、2008年のリーマンショックの影響につい

でも報告している。それによれば、参画企業は、参画していない企業に比べ、リーマンショックの影響が軽微であったと結論付けている。しかしながら、計画に参加した企業はもともとリーマンショックに耐えうる企業である可能性も否定しえず（セレクションバイアス、注8）、クラスター計画の効果とばかりはいい切れない。もちろん、計画の対象地域全体がリーマンショックの影響を緩和されたか否かに関しては、調査されていない。

経産省の調査のほか、大学や研究機関が、独自の手法を用いて政策の効果を分析した報告も散見される。しかし、全プロジェクトについて、その効果を同一の基準を用いて一度に評価した研究は見当たらず、大半は特定の地域やプロジェクトを対象に行った分析である。

そうした報告のなかには、参画企業の売上高や利益高の増加のほか、地域の開業率や特定産業の生産性の上昇に有意であったと、産業クラスター計画の効果を示唆する報告もある。しかし、そうした結果についても、当該計画の寄与度が不明なうえ、ITバブルとその崩壊やリーマンショック等の外部要因の影響が十分織り込まれているのかが判然としないものがあるとともに、ここでもセレクションバイアスが完全には排除できない点に留意する必要がある。

断片的には、上記のような産業クラスター計画に対して肯定的な調査研究があるものの、マクロデータからは、地域経済の低迷が持続している状況しか読み取ることができず、当該計画が地域産業にプラスの効果をもたらしたとはいえない。産業クラスター計画の下では、プロジェクト活動は総じて不活発であり、圏域全体の産業振興を促進するような産業集積やネットワークの形成は不十分であった。すなわち、産業クラスター計画は、計画全体として見れば、当初期待された成果を残すことはできなかったと判断せざるを得ない。

(3) 産業クラスター計画にみる地域産業振興の課題

政府事業としての産業クラスター計画は、ほとんどの地域で、十分な成果を残せないまま終了した。民主党政権による事業仕分けもあり、2010年度以降については、「産業クラスター活動の財政面での自立化を図り、産業クラスターの自律的な発展を目指す」時期として、同計画は、地域主導型産業クラスター形成を目的とする民間事業へ移行された。

A. 民間事業移行後の動向

政府主導から地域主導へと切り替えられた産業クラスター計画では、必ずしもすべてのプロジェクトが現在に至るまで事業を継続しているわけではない。各プロジェクトについて、管轄の経産局や各事業の推進機関（プラットフォーム）のホームページ等で、産業振興に向けた事業活動が実施されているか否かを確認した結果、2016年1月末時点で、当初存在した24プロジェクトのうち、9プロジェクトは活動休止あるいは現在の活動状況が不明であった。何らかの形で継続しているのは15プロジェクトに過ぎない。

もっとも、継続しているプロジェクトのうち、地域主導型産業クラスター形成の理念の通り、民間事業として継続しているものは4プロジェクトである。残りをみると、プラットフォームは存続しているものの、商談会・研究会の開催といった企業支援が中心のものや他の政府事業の窓口・受け皿となって

いるものが4プロジェクト、他省の政府事業への乗り換えや自治体事業として継続しているものが7プロジェクトとなっている。

こうした事業の継続状況については、政府事業としての活動内容と少なからず関連性が見出せる。前述のモニタリング調査の結果を基に、コアメンバーの割合、ネットワークの形成状況、イノベーションや起業の状況、参画企業の満足度などを本稿で独自に指数化し、プロジェクトを総合的に評価した。その総合評価と現在の活動状況を合わせてみると、現在も民間事業として継続しているプロジェクトは、他のプロジェクトに比べ総合評価が高く、活動休止・不明のプロジェクトは、総合評価が低い。具体的に、事業の継続状況別に総合評価の平均点を比べると、民間事業として継続しているプロジェクトは3.5点、産業クラスター計画の一部事業のみ継続・他の政府事業の窓口・受け皿となっているプロジェクトは3.3点、他の政府事業への乗り換えプロジェクトと自治体事業として継続しているプロジェクトは3.3点、活動休止・不明のプロジェクトが2.6点であった(図表4)。

(図表4) 産業クラスター計画(政府事業)終了後のプロジェクトの状況

現況	プロジェクト数	モニタリング調査 総合評価(平均点数)
民間事業として継続	4	3.5
クラスター計画の一部事業の継続	4	3.3
他省の政策に乗り換え・自治体事業として継続	7	3.3
活動休止・不明	9	2.6

(資料) 経産省「平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査報告書(2010年3月)」を基に日本総合研究所作成

(注) モニタリング調査では、総合評価を高い順にABCDEとランク付けしており、これをA=5、B=4、C=3、D=2、E=1とし、各カテゴリーに該当するプロジェクトの平均点を算出。

B. 事業休止プロジェクトの特徴

以上のような活動状況の違いは、何に起因するのであろうか。活動を休止したプロジェクトには、事業計画、活動資金・事業資金、ネットワーク、推進組織(プラットフォーム)において、下記の通り、幾つかの共通点がみられる。

a. 事業計画

総じて、地域の特長が生かされていないうえ、総花的で画一的な事業計画となっていた。地域ブロックごとにみると、北海道地域産業クラスター計画では「IT」と「バイオ」、四国テクノブリッジ計画では「ものづくり」と「健康・バイオ」といったように、東北を除いたすべての地域で、成長分野に位置付けられた四つの産業のうち複数の分野が振興対象とされた。これらのなかには、地域資源を顧みることなく、成長産業、注目分野というだけで、プロジェクトが組成されたと思われるものが少なからずある。

「IT」のクラスター形成を目的としたプロジェクトのなかには、元々クラスターを形成するだけの企業が存在せず、通信インフラも十分でないなど、IT産業の基盤が整備されていない地域のものがあつた。こうしたプロジェクトについては、クラスター形成というよりも、インフラ整備のための補助金誘導が目的であったとの感は否めない。

また、「環境・エネルギー」の産業クラスター形成を標榜したすべてのプロジェクトが、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、バイオマスのうち二つ以上を盛り込んでいたように、計画内容に大きな違いがみられなかった。

このほか、前出のモニタリング調査によれば、参画企業から「経産局や自治体等の研究会で示された事業の方向性が実際のビジネスと乖離している」等の意見があり、事業化の実態が十分に理解されずに、事業計画が策定されたことが窺われる。

b. 活動資金・事業資金

産業クラスター計画が政府事業であることから、それぞれのプロジェクトに国の予算が充当された。しかし、それがクラスターの育成につながった例は多くはない。

もともとクラスター形成のための産業基盤がなく、国の予算頼みでインフラ整備等を図ったとみられるプロジェクトでは、産業クラスターが形成されないばかりか、民間事業への移行後、資金を手当てすることができず、産業基盤の整備も頓挫する結果となった。まして、政府主導であったがため、プロジェクト自ら民間資金を調達するインセンティブに欠け、プロジェクトによる支出についても成果目標と連動せず、費用対効果が二の次になりがちであったと考えられる。

c. ネットワーク

産業クラスター計画では、プロジェクト圏域内外のネットワーク、とりわけ企業のネットワークが希薄であった。プロジェクトに参画した企業が圏域内の全企業の何割を占めたかは明らかにされていないものの、わが国全体でみれば、2009年度における産業クラスター計画への参画率は、0.2%（注9）に過ぎない。しかも、プロジェクト内で中心的に活動していたコアメンバーの割合が1割程度であったことを勘案すると、全体の0.02%以下の企業しか、実際に活動していなかったことになる。わずか0.02%の企業では、地域経済をけん引することは困難といえる。

そのうえ、各プロジェクトのネットワーク概要や参画要件をみると、地元企業に限定していたり、規定は無いものの実際に事業に参加した企業が地元企業のみであったりと、地元資本が中心となっていた。そのため、業種の多様性の欠如や強力にプロジェクトをけん引する企業の不在が、十分な成果を得られなかった要因の一つにあげられる。

d. プラットフォーム

基本的に、産業振興を推進するプラットフォームは、行政主導で運営管理されていた。大半のプロジェクトでは、自治体が創設した公益法人を含む行政機関の内部組織として、プラットフォームが設立された。産業クラスター計画推進のため、行政からの独立性を担保するため、一般社団法人等の形態でプラットフォームを設立したプロジェクトがある。しかし、事業継続できなかったプロジェクトでは、経産局や自治体の首長がプラットフォームの役員を務めるなど、行政が最終的な意思決定を担っていたのが実情である。

加えて、先のモニタリング調査では、プラットフォームの力不足が指摘されている。それによると、参画企業の意見として、「人材育成および資金調達における支援や事業のフォローアップが不足している」、「行政が実施する支援の種類・内容が十分に周知されていない」が報告されていた。

以上を要すれば、地域産業の実態から乖離した事業計画に加えて、限定的なネットワークといった理由により、技術革新や創業などの産学連携による相乗効果や地域産業の優位性を生かすことができず、休止になるプロジェクトが頻出したのである。

その背景には、計画の策定や事業化が、地域ブロックの経産局や当該地域の自治体、主に都道府県主導で進められたことが考えられる。首都圏と異なり、地方圏では有力企業が少ないうえに、自治体の財政基盤も弱く、地域の産業振興のための資金を政府予算に依存せざるを得ない。このため、行政が中心となり、地域産業の特性にかかわらず、補助金を獲得しやすいよう、国が成長分野に位置付ける産業に地域産業を当てはめる形で、事業計画が立てられた可能性が大きい。

そのうえ、行政の認識として「地域産業の振興＝地元資本の優先的な活用」があったことは否めず、域外への広がりには欠けるネットワークになったとみられる。こうしたネットワークでは、イノベーション、インキュベーション、人材育成などが十分ではなく、産業振興が困難になることは必然であった。

C. 事業継続プロジェクトの特徴

民間事業として継続し、成功事例の一つとされるTAMA協会には、次のような特徴がある。まず、行政から独立した組織として、初期段階から、地元の金融機関や商工会・商工会議所を中心とした民間部門が、経産局と協働で計画策定に携わるとともに、産学連携や人材育成、域外・海外への事業展開支援の実働部隊として活動していた。

ネットワークをみると、人材交流を通じて相互理解を深化させ官民連携の強化が図られると同時に、域外および海外の企業・研究機関・大学との連携、NPO法人や地域団体等の参画など、ネットワークの拡大や多様化も図られた。こうしたネットワークが、新規産業創出、販路拡大の基盤になったと思われる。

財源については、政府予算が大半であるものの、一部の活動で料金が徴収されたほか、会費制が導入され、会員の種類（正会員・賛助会員）と参画主体の属性（地方自治体、公益法人、企業、個人等）に応じて入会金、年会費が徴収され、活動資金に充てられた。

現在、TAMA協会は、独自の事業計画の下、産業クラスター計画で実施してきた事業に加え、「GNT（グローバルニッチトップ）企業を連続的に創出していくことを目指す」事業として、TAMAブランド事業を立ち上げた。もっとも、財務的には、自主財源の拡大を図っているとはいえ、事業資金のかなりの部分を補助金で手当てしなければならないのも事実である。

D. 今後の課題

以上を整理すると、次の通りである。まず、クラスター計画が産業振興に繋がらなかった主な要因は、国主導で画一的に進められたことによる、地域産業の実態と乖離した計画策定にある。したがって、地域産業の振興を図るには、行政に過度に依存せず、地域の実態に即した戦略・計画を策定し、それを着実に実行する体制、すなわち、地域主導で産業振興を図る体制の構築が不可欠といえよう。

また、地域主導型の産業振興を実現するには、民間部門と行政、それぞれの役割分担が必要である。民間部門は、地域のビジネス動向や事業化に精通していることから、ビジネスの実行部隊としてばかり

ではなく、事業計画策定の段階から積極的に参画し、中核的な役割を担うことが重要である。一方、行政には、民間部門が円滑に活動できるよう、規制緩和といったビジネス環境の整備など、側面からのサポートに重点を置くことが求められる。

そこで次章では、わが国の産業振興策の課題を解消するための選択肢を考えるにあたり、民間中心で地域主導型産業振興を図る有効な体制の一つとして、近年注目を集めているイギリスの地域産業パートナーシップをみることにする。

(注1) 2013年6月14日に閣議決定された日本再興戦略の柱の一つ「中小企業・小規模事業者の革新①地域の資源の活用・結集・ブランド化」に基づき設置。

(注2) 地域開発や都市づくりなどを推進するため、国や地方公共団体（第1セクター）と民間企業（第2セクター）との共同出資によって設立された事業体。公共的な事業に、民間の資金や能力を活用する方式の一つ。

(注3) Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、運営などにおいて、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

(注4) Public-Private Partnership。民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進める手法。具体的には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等。

(注5) 最終の2009年度末時点。サブプロジェクトに関しては、クラスター計画期間中、若干の統廃合や分割あり。

(注6) 1998年10月に「TAMA産業活性化協議会（任意団体）」として発足。2001年4月に上記に名称を変更するとともに、一般社団法人化。対象圏域は、埼玉県南西部地域、東京都多摩全域、神奈川県中央部地域。

(注7) 「平成21年度産業クラスター計画モニタリング調査等報告書（2010年3月）」。「対象企業：全プロジェクト参画企業10,932社（回収率35.8%＝回収数3,740件÷有効発送10,312件）、実施期間：2009年7月6日～9月10日、2008年度（2008年4月1日～2009年3月31日）のプロジェクト活動実績についてアンケート調査。

(注8) 調査対象の選定に偏りがあること。ここでは、対象となった地域が計画以前より生産性や開業率が高かった可能性、そもそも計画に参画している企業が以前より高付加価値が高いあるいは市場競争力を有している可能性が否定できないことを指す。

(注9) 全企業数448万753社（平成21年度経済センサス（総務省統計局）に対し、産業クラスター計画の参画企業数は延べ1万312社（平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査）。ちなみに、大学（高専を含む）の参画率は、34.6%であった。

3. イギリスにおける地域産業振興

以下では、イギリスの地域産業パートナーシップについて、導入の経緯とその特徴について整理する。

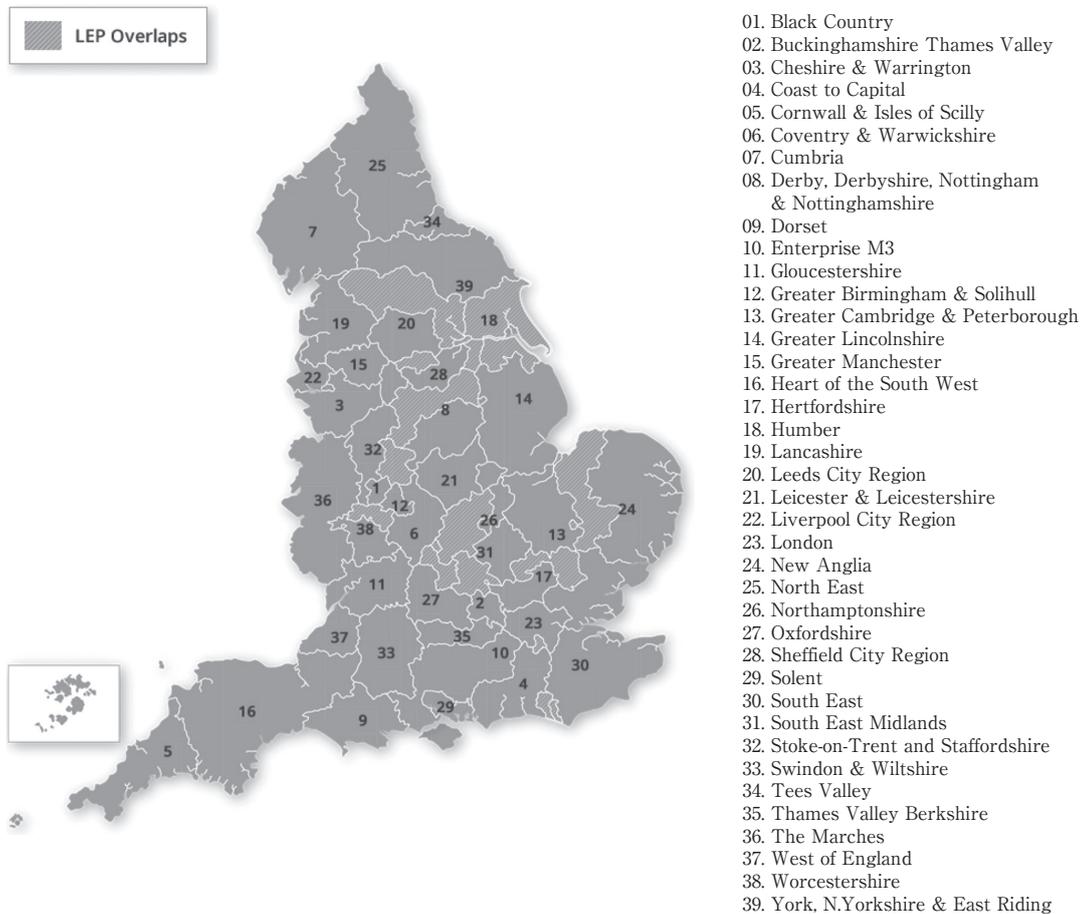
(1) 地域産業パートナーシップ導入の経緯

地域産業パートナーシップ（Local Enterprises Partnership、以下、LEP）とは、地域経済開発の促進を目的に、イングランド（注10）で導入されている自治体と企業のパートナーシップに基づいた民間主導の組織である。2016年2月現在、LEPは39団体あり、これらでイングランド全域をカバーしている（図表5）。なお、LEPは、特定の法的地位を有さず、その多くが任意団体である。法人格が必要な場合は、法律に従い、それぞれが独自に取得する。

LEPは、2010年5月に発足した連立政権によって、それまで、イングランド地方の経済開発・成長の促進を担っていた地域開発公社（注11、Regional Development Authority、以下、RDA）に代わる組織として、同年6月に設置が決定された。

連立政権、とりわけ保守党は、「RDAの地域経済開発事業は必ずしも産業振興を促進させていない」との認識を有していた。保守党は、2010年総選挙のマニフェストのなかで、「英国の大半の地域は、民間部門に活力が欠け、公共事業に依存している。RDAへの莫大な支出にもかかわらず、こうした経済

(図表5) イングランドにおけるLEPの設置状況



(資料) LEP Networkホームページ (<http://www.lepnetwork.net/the-network-of-leps/>)

構造の不均衡はここ10年益々悪化している」と指摘した(注12)。

そもそも、RDAが地域振興の先導役としての機能を発揮できなかった要因は、官主導の組織であったこともある。RDAは、メンバーに地域の民間部門出身者が含まれているものの、予算の全額が中央政府から拠出されていたこと、意思決定組織のメンバーの任命権が国務大臣にあることなど、実体としては官の関与が強い機関であった。このような体制では、開発計画が、地域の実態よりも、中央政府の戦略・計画を優先するトップダウン方式にならざるを得ない。また、公共サービスの民間への移管を期待通りに進めることが難しいといえよう。

このような背景から、連立政権は、地域主導で産業振興を進めるため、十分な費用対効果が期待できないRDAを廃止すると同時に、自治体と地元経済界双方に、RDAに代わる民間主導の組織を共同で組成するよう促した。

こうしてみると、LEP導入以前のイギリスの状況は、経産局の下で、国家戦略に基づき行政単位で政策が進められた結果、目的を十分に達成できずに計画途中で終了を余儀なくされた、わが国の産業クラスター計画に通じるものがある。

(2) LEPの特徴

RDAの課題を踏まえて設置されたLEPであるが、その主な特徴を次の4点について整理する（図表6）。

(図表6) LEPとRDAの比較

	LEP	RDA
団体数	39団体（2016年2月時点）	8公社（ロンドンを除く政府地域事務所の所管エリアごとに設置）
経済振興戦略	地域主導の戦略	中央政府案中心の戦略
組織の運営・意思決定	民間主導（民間出身者が過半数、代表者は民間出身者に限定）	官主導
地域振興策に関する権限	あり（RDAの権限の一部継承）	あり
圏域	実際の経済エリア（二つのLEPに属する自治体あり）	政策エリア（行政単位の地域割り：政府地域事務所の所管エリア）
財政	原則、自立採算	政府予算

（資料）イギリス政府のホームページ公表資料を基に日本総合研究所作成

A. 民間主導で経済的に自立した組織

最大の特徴は、民間主導で経済的に自立した組織という点である。

LEPは、設立に当たって、コミュニティ・地方自治省（Department for Communities and Local Government：DCLG）の審査、承認が必要であるものの、RDAとは異なり、メンバーや意思決定組織の選定に行政は関与しない。そのうえ、運営メンバーのうち少なくとも50%を民間部門が占めること、その代表者を民間部門出身者に限定することが規定されている。このように民間部門の関与が拡大されたことにより、中小企業やソーシャルビジネスなど多様な主体が意思決定に参加できるようになった。ちなみに、各LEPが公表する組織体制の概要をみると、民間出身者の割合は、おおむね70%以上となっている。

財務面をみると、LEPの運営資金は、原則として独立採算であり、組織を構成する各主体が資金を拠出することになっている。Liverpool City Regionのように、会員制を導入し、会員のグレードに応じた会費を徴収するLEPもある。もっとも、設立当初、資金難に陥るLEPが相次いだことから、Start up fund（注13）やCapacity fund（注14）およびCore fund（注15）といった組織運営のための補助制度も導入されている。ただし、これは、恒常的な資金提供ではなく、支給期間が限定された時限措置である。

事業資金についても、自己調達为原则であるが、資金を十分に調達できない事業については、政府資金を利用することができる。

主な政府資金には、事業者に対する融資という形で提供される地域成長基金（注16、Regional Growth Fund）や経済戦略に応じて提供される地方成長基金（注17、Local Growth Fund）がある。ただし、どちらも他に調達手段がない場合に限り、不足分についてのみ利用が可能となる。そのうえ、提供資金額以上の民間資金を担保することなど、利用条件に厳しい制約がある。

LEPの導入により、民間部門が、組織の意思決定権をつかさどり、しかも経済的に官から独立することで、地元の意見・課題を吸い上げ、反映させるボトムアップ方式の戦略策定が形式上可能になった。

B. 産業振興策に関する権限

二つ目の特徴は、産業振興策に関し、一定の権限を有する点である。RDAを代替する機関であることから、LEPには、住宅や運輸を含め地域産業の振興に関連した様々な事業に関して、一定の権限が認められている。具体的には、i) 経済戦略や産業計画の策定およびその事業化、ii) 開発の優先順位付けおよびEnterprise Zone (注18、EZ) の設定、iii) 上述のLocal Growth Fundの各事業への配分、iv) 欧州地域開発基金 (注19) の管理主体 (注20)、などである。

そのうえ、民間、しかも多くが任意団体であるにもかかわらず、中央政府と地域開発に関して直接交渉を行う権限を有する点が、RDAとの大きな違いである。成長協定を通して、補助金の獲得のみならず、開発の阻害要因になりかねない法規制の緩和等を実現するよう働きかけることができる。なかには、Great BirminghamやLiverpool City Regionのように、都市圏 (注21) に代わり、経済開発に必要な権限や財源の移譲に関する協定 (注22) を国と締結するLEPもある。

こうした権限を有する一方で、当然のことながら、事業に関しては、透明性と説明責任が求められる。LEPは、定期的な国に対する報告はもちろんのこと、一般向けに情報を公開しなければならない。

以上のように、民間主導ではあるものの、様々な権限が付与されることで、LEPは、RDAに比べ、より柔軟、かつ円滑に事業を展開することが可能になった。加えて、情報公開を通して第三者の目に晒されることにより、計画や施策の不具合が見つかりやすくなり、RDAの下で問題とされた公的部門や特定産業への依存による経済構造のアンバランス化を抑制することも期待される。

C. 実際の経済エリアを優先した圏域

三つ目は、LEPが実際の経済エリア単位に創設された点である。RDAは、イングランドを8分割して設置された地域政府事務所が管轄する区域ごとに設けられていた。すなわち、RDAは、行政の枠組みに則って切り分けられていたことになる。これに対して、LEPの圏域は、自治体とその地域の民間部門によって、自発的経済地域 (natural economic areas) と称される実際の経済エリアに基づき設定され、それには政府の関与はない。

わが国でも同様であるが、一つの自治体が複数の経済エリアに属することが珍しいこととはいえ、LEPでは、39団体中18団体において、圏域がオーバーラップしている。多いところでは、三つのLEPの圏域がオーバーラップしている。圏域が重複しているLEPでは、それぞれの事業計画、規制、優遇措置等において、大きな差異が発生しないように、協調、連携することが規定されている。

LEPの導入で産業振興策の対象区域と実際の経済エリアがほぼ一致するようになったことから、RDA時代に比べ、より実態に即した戦略・計画の策定、事業化が可能になった。しかしながら、こうした状況においても、計画が実態と乖離していると批判されるLEPがある。したがって、現在の各LEPの圏域は、このまま固定化されるのではなく、今後、統合や分割などにより、見直しが可能な柔軟性に富んだ組織であることが望まれる。

D. 外部機関・統一基準に基づく客観的評価の導入

四つ目は、客観的評価の導入である。LEPでは、第三者機関や国による評価が導入されている。これ

らの評価判定システムは、LEP制度導入当初から存在していたわけではなく、LEPの活動状況に合わせて、順次導入された。

LEPに対する第三者評価は、2013年7月の成長協定策定のガイドラインにおいて導入が規定された。これは、上述の事業の透明性確保や説明責任を果たすために行われる。年度ごとに、計画に対してどのようなアウトカムがあったか、目標を達成したか等について、LEPおよび関連主体とは独立した第三者機関が精査し、ビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business Innovation & Skills：BIS）に報告する。

国の制度は、BISが各LEP圏域の産業競争力（イノベーション力）を判定するものである。これは、産業振興の促進にはイノベーションの強化が不可欠であるとして、2015年度から導入された新しい評価システムである。BISが、各LEPについて、資金、知的資産、インフラ、生産性などに分類し、それぞれに関して評価するとともに、それらを統合して、イノベーション力を判定する。判定基準として、研究開発支出、ベンチャーキャピタル等による投資、技能技術者数、大学・研究機関数、ITやライフサイエンス・ヘルスケア等の科学技術の総生産に占める割合、付加価値生産額など約50項目が指標化されている。

このほか、全LEPを統括するLEP NetworkがLEP圏域ごとに集計した経済指標を、毎年度公表している。

こうした客観的な評価・判定システムの下、LEPは、自らの計画・施策の進捗度合や課題のほか、自らの圏域の優位性および弱点を確認できる。また、それを基に、より実態に即した施策を打ち出すことも可能になると考えられる。

（図表7）LEPを巡る主な動き

年月	LEPを巡る主な動き
2010.6.29	RDAに代わる組織として、イングランド全域の自治体リーダーおよびビジネスリーダーに、LEPの設置を要請
2010.10	24団体の設立認定（2016年1月現在39団体）
2011.4	LEP Network（LEPの代表組織）発足（所管省：DCLG、運営：英国商工会議所）
2011.5	LEP設立資金確保のため、Start up Fund創設（1回限り、2011年6月末申請締切） LEPの能力向上を目的に、Capacity Fund round1を全LEP（当時33団体）に支給
2011.11	Capacity Fund round2設定（2012～2014年度、2012年2月13日受理分まで）
2012.9	超党派議員による報告書にてLEPの課題指摘 > LEP運営のための助成金の必要性 > 実行力の強化 > 国の政策との一貫性 等
2012.9.17	LEP運営費としてCore Fund交付（2012年度の残り期間～2014年度分、なお、支給額と同額の資金調達が付属の条件）
2013.6	成長協定（Growth Deals）導入（各LEPは2014年3月末まで戦略的経済計画を策定し、2015年4月末までに締結完了）
2014.12	成長協定の実施に当たっての手引書（LEP Assurance Framework）公表
2015.7	BISによる各LEP圏域の比較優位（Mapping Local Comparative Advantages In Innovation）公表 > ビジネス・イノベーション・技術省が資金、人材、知的財産、産業構造とインセンティブ、事業環境、イノベーションを指標化し、比較

（資料）イギリス政府、BIS、LEP Networkの各ホームページ公表資料を基に日本総合研究所作成

（注10）イギリスは、イングランド、スコットランド、ウェールズ、および北アイルランドからなる連合国で、それぞれ地方政府の下、独自の経済産業政策を展開している。

（注11）RDAは、1998年に制定された地域開発公社法を根拠とする外郭公共団体（わが国の特殊法人に該当）。

（注12）“Invitation to Join The Government of Britain”、p.23～25。

- (注13) 組織設立に対する資金を提供。2011年度のみ。総額500万ポンド（8億円、1ポンド=160円で換算）。
- (注14) 能力向上を目的とした資金を提供。これまで2回実施され、第1弾は2011年度で全LEP（当時は33団体）に対して総額100万ポンド（1億6,000万円）、第2弾は2012～2014年度で申請したLEPに対して総額400万ポンド（6億4,000万円）。
- (注15) 組織運営のための資金を提供。支給期間は2012～2014年度で総額2,400万ポンド（38億4,000万円）。
- (注16) 公共事業依存が高い地域における民間主導の成長促進を目的とする中央政府全額出資の基金。当該基金からの支援がなければ実施不可能な民間事業体（民間部門のみ）が対象で、民間部門の雇用創出・維持が期待でき、かつ研究開発、人材育成、環境など幅広い分野で利益を見込むことができる事業であることが前提。
100万ポンド（1.6億円）以上の民間事業へは直接、中小企業の100万ポンド未満の事業へは仲介主体を通して、融資、補助金、債務保証の形で提供される。
- (注17) 成長協定（Growth Deals）を締結したLEPに対して、戦略的経済計画に応じて支給額が決定される。ただし、対象となる事業の資金については、当該基金以外の資金源の活用が前提となる。基金の規模は、2014～2020年で、全LEPに対して総額50億ポンド（8,000億円）。
成長協定とは、地方経済活性化のためのLEPが中央政府と直接締結する協定。LEPは戦略的経済計画を策定し、それに基づき、中央政府と交渉する。協定の内容は、若年層の職業訓練、新規の雇用創出、住宅供給、交通・情報インフラ網の整備等。
- (注18) わが国の経済特区に該当。2015年12月時点で44カ所。EZには、次のような優遇措置が適用される。
・2018年3月までにEZ内で創業した事業者に対して、2020年3月まで27.5万ポンド（4,400万円）を上限にビジネスレートを減免（全額免除）。ビジネスレートとは、店舗、事務所、倉庫、工場などの非居住用資産に対して課される固定資産税で、国庫に納められた後、地方自治体に分配される。なお、スコットランドや北アイルランドでは取扱いが異なる。
・EZ内の建築計画申請・承認の簡素化（建築・開発計画の自動承認等）
・中央政府および地方自治体による建築計画申請・承認制度の簡素化
・中央政府による高速ブロードバンド整備に対する支援（設備工事の許可取得の緩和、補助金支給等）
- (注19) European Regional Development Fund。欧州連合（EU）の前身である欧州共同体（EC）の下、1975年に創設。EU内の経済格差是正や地域振興等を目的とする基金。
- (注20) LEPは、地域振興に関する資金の活用計画を策定し、DCLGと欧州委員会の承認（EU規則に適合するか否かを審査）を得た後、資金を割り当てられ、それを実際の事業に配分する。
- (注21) 一つ、あるいはそれ以上の都市とそれらに労働力やサービス利用者を提供する周辺エリア。主な都市圏には、核都市と呼ばれるバーミンガム市、ブリストル市、リバプール市、リーズ市、マンチェスター市、ニューカッスル・アポン・タイン市、ノッティンガム市、シェフィールド市と、それらの周辺地域などがある。
- (注22) 都市協定（City Deals）。経済成長を目的とした国と都市圏の協定。これまで、27の都市圏が締結している。

4. 地域産業の振興促進に向けて

わが国では、産業クラスター計画のように、地域産業の成長に国や自治体が積極的に関与してきた。そのため、地域産業の自立的な成長が阻害されてきた面がある。

イギリスでも、行政色の強いRDAを中心に地域産業の振興が図られてきたが、わが国同様の課題に直面した。そのため、RDAに代わり、民間主導のLEPが新たに設置された。LEPについては、立ち上がって間もなく、その成否を問うには時期尚早であり、これを有効策とするには異論もあろう。しかし、過去の失敗から生まれた策であり、前述の通り、都度、制度の不備が改善されていることを踏まえれば、発展型であるLEPのような組織への期待は大きい。そこで、以下では、わが国の幾つかの産業振興プラットフォームとLEPを比較したうえで、その違いを踏まえ、産業振興の促進に資するプラットフォームのポイントを検討する。

(1) わが国の産業振興のプラットフォームとLEPの比較

まず、LEPとわが国におけるこれまでの産業振興のプラットフォームについて、組織構成や財源等について簡単に比較した後、比較項目を指標化し、組織の主導体制、独自性、評価の客観性などを図表化することで、各プラットフォームを特徴付ける。

なお、わが国のプラットフォームとして、前述の産業クラスター計画のうち、活動を休止した a. プロジェクト、他省の政策に乗り換えた b. プロジェクト、民間事業として継続する c. プロジェクトの三つに加え、日本再興戦略の下で設置された地方産業競争力協議会、および日本版 LEP を目指す福岡地域戦略推進協議会（FDC）の、合わせて 5 組織を取り上げる。なお、b. プロジェクト、c. プロジェクトについては、現行体制ではなく、産業クラスター計画当時の組織体制を、LEP と地方産業競争力協議会については、特定のプラットフォームではなく、全組織を総括している。

また、各プラットフォームの評価に当たっては、ホームページ等で公開されている資料に加え、プラットフォームの関係者へのヒアリングを参考にした。

A. LEP とわが国における産業振興のプラットフォームの比較

図表 8 は、LEP と上述したわが国のプラットフォームについて、組織構成、意思決定主体、圏域、財源、評価体制等を比較した表である。

プラットフォームの構成に関しては、わが国においても、すべての組織で民間部門の参画が確認でき

（図表 8）LEP とわが国の産業振興のプラットフォームの比較

	イギリス	日 本				
	LEP	a：産業クラスター（活動休止）	b：産業クラスター（他の政策に乗り換え）	c：産業クラスター（民間事業として継続）	福岡地域戦略推進協議会（FDC）	地方産業競争力協議会
統括・意思決定組織の構成	地域の自治体リーダーおよびビジネスリーダー（半数以上が民間部門出身者、代表者は民間出身者に限定）	行政内組織	地方経産局、自治体の首長および担当部長、経済団体、一般企業 ⇒民間部門の比率 3 割弱	地方経産局、自治体の首長および担当部長、経済団体、一般企業 ⇒民間部門の比率 8 割	政府機関、自治体、経済団体、一般企業 ⇒民間部門の比率 7 割	都道府県知事、市町村長、学識経験者、経済団体、一般企業 経産局はオブザーバーとして参画
意思決定	民間主導	官主導	官主導	官主導（民間部門の意見反映）	民間主導	官主導（地方産業競争力強化協議会は諮問機関の位置づけ）
経済振興策策定	LEP 主導	官（経産局）主導	官（経産局）主導	官主導（経産局が策定するものの、民間部門の意見反映）	FDC 主導	官（地方自治体）主導
戦略に関する裁量権	RDA から一部引き継ぐ都市協定の締結主体の LEP は地方政府に準ずる	参画自治体の裁量権の範囲	参画自治体の裁量権の範囲	参画自治体の裁量権の範囲	参画自治体の裁量権の範囲	参画自治体の裁量権の範囲
圏 域	実際の経済エリアを反映	自治体単位	実際の経済エリアを反映	実際の経済エリアを反映	実際の経済エリアを反映	地域ブロック
資 金	政府基金、自己調達（原則として自己調達が中心）	政府予算（補助金事業）	政府予算（補助金事業）	政府予算（補助金事業）一部、自己調達（会費、事業収入）	原則、自己調達（会費、事業収入）一部、補助金制度利用	政府予算（補助金事業）
事業の OPEN 性	域外企業の参画可	域外企業が参画するも、原則、地元資本優先	域外企業の参画可	域外企業の参画可	域外企業の参画可	域外企業が参画するも、原則、地元資本優先
構成員の多様性	ソーシャルビジネスの参画有	自治体、経済団体、一般企業	自治体、経済団体、一般企業	NPO 法人、住民組織の参画有	NPO 法人、住民組織の参画有	一部で NPO 法人、住民組織の参画有
評価体制	自己評価、第三者評価 BIS による産業競争力判定	評価なし	評価なし	自己評価	自己評価	KPI に基づく定期的なフォローアップを予定

（資料）日英の各プラットフォームのホームページ公表資料を基に日本総合研究所作成

る。さらに、b.プロジェクト、c.プロジェクト、FDCでは、NPO法人や住民組織、域外の企業が参画し、構成主体の多様性やオープン性もみられる。もっとも、民間部門が参画しているとはいえ、意思決定に関しては、その関与はLEPに比べ限定的である。また、FDCを除き、プラットフォームが自治体の下部組織であったり、強制力のない諮問機関であったりと、総じて、計画・施策における決定権は行政が掌握している。

圏域をみると、a.プロジェクトと地方産業競争力協議会では、自治体や地域ブロックといった行政単位に設定されている。これに対し、現在も産業振興のための事業を展開しているb.プロジェクトとc.プロジェクト、およびFDCでは、LEPと同様に、実際の経済エリアに準じた圏域設定がなされている。

財源に関しては、自主財源が原則のLEPに対し、わが国では、FDCが事業の一部に自主財源を充てているものの、他は政府予算の枠内での事業にとどまっている。このため、産業クラスター計画では、民主党政権による事業仕分けを受け民間事業へ移行した際に、c.プロジェクトはそのまま移行できたものの、a.プロジェクトは財源を確保できず事業を終了させたほか、b.プロジェクトは他省の政策に乗り換えて政府予算を獲得することで、事業を継続している。

評価体制については、近年、わが国でもKPI（注23、Key Performance Indicators）に基づく評価を取り入れる傾向にあるものの、LEPで導入されている第三者機関によるアウトカム評価や、BISの産業競争力判定のような客観的評価・判定は、実施されていない。2014年度に発足した地方産業競争力協議会では、各協議会がKPIを作成し、定期的に自己の事業をフォローアップするよう規定されている。しかし、その他のプラットフォームでは、依然として、評価システムが皆無であったり、例え導入されていても、自己評価の範囲にとどまっていたりしている。

B. プラットフォーム属性の総合評価

次に、図表8を基に、各プラットフォームの属性を点数化し、総合的に比較することを試みた。下記が、指標化の概要と各プラットフォームの配点表である（図表9、図表10）。なお、自立性、多様性・オープン性、独自性、客観性の評価に当たっては、基準項目ごとに重み付けをした。

図表11は、組織の自立性（官からの独立性）、組織の多様性・オープン性、戦略・事業の独自性、組

（図表9）指標化の概要

項目		点数
民間関与	官からの独立性	0：行政機関の内部組織、50：行政機関とは別組織
	意思決定組織（役員会、理事会等）に占める民間代表の比率	0：0%、4：～20%、8：～40%、12：～60%、16：～80%、20：～100%
	構成員の多様性	0：民間出身者無、10：経済団体のみ、20：1+業界団体、30：2+一般企業、40：3+NPO法人（ソーシャルビジネス）、50：4+住民（個人、自治会等）
	域外への門戸開放（オープン性）	0：規定で域外企業の参画排除、25：排除規定は無いが実質的に域外企業の参画なし、50：域外企業の参画あり
	収入に占める自主財源の比率	0：0%、6：～20%、12：～40%、18：～60%、24：～80%、30：～100%
独自性	戦略策定	0：戦略策定は行政、50：独自に戦略策定
	独自事業	0：自主事業無、20：自主事業あり
	政策提言（規制緩和等）	0：提言無、15：提言あり、30：提言遂行可（権限あり）
客観性	0：検証なし、25：定期的な自己評価のみ、50：組織内の基準に基づいた定期的な自己評価、75：+第三者機関による定期的なアウトカム評価、100：+統一基準に基づいた第三者機関（所管省庁）による定期的な評価（他組織との相対評価含む）	

（資料）日本総合研究所作成

(図表10) 各プラットフォームの配点

項目	LEP	aプロジェクト	bプロジェクト	cプロジェクト	FDC	地方産業競争力協議会	
民間関与	独立性	50	50	0	50	50	0
	民間比率	16	8	8	16	12	8
	多様性	40	10	20	30	40	50
	オープン性	50	0	0	50	50	0
	自主財源	18	6	0	12	18	0
独自性	戦略策定	50	0	0	50	50	50
	独自事業	20	0	0	20	20	0
	政策提言	30	0	0	0	15	0
客観性	100	0	0	50	50	50	

(資料) 日本総合研究所作成

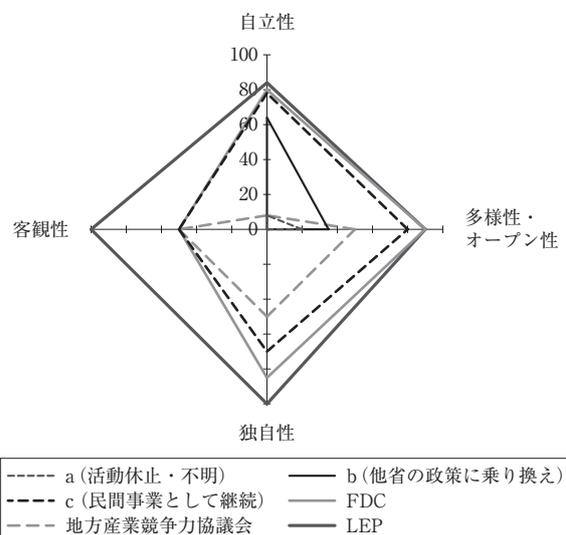
織評価の客観性、の4項目を指標化したレーダー図である。これをみると、わが国の取り組みでLEPを上回っているものはないが、c.プロジェクトとFDCは、他に比べ、自立性、多様性・オープン性、独自性が高い傾向にある。これに対して、a.プロジェクトとb.プロジェクトは、独自性と客観性がゼロ評価であるうえ、自立性および多様性・オープン性も低評価にとどまっている。

政府の肝いりで設置された地方産業競争力協議会は、地域主導やKPIに基づく事業を政策の柱の一つにしていることもあり、多様性・オープン性および客観性については、c.プロジェクトやFDCと比べて遜色ない。しかしながら、協議会の位置付けが決定権の無い諮問機関であるため、自立性の水準は低く、独自性については、b.プロジェクトよりも低水準である。

図表12は、前述の4項目のうち、自立性と多様性・オープン性の2項目を民間部門の関与を示す一つの指標としてまとめ、戦略・事業の独自性と合わせて、組織が民間主導なのか官主導なのかを判定した図である。右上に行くほど民間主導、左下に行くほど官主導の度合いが強いことを示す。

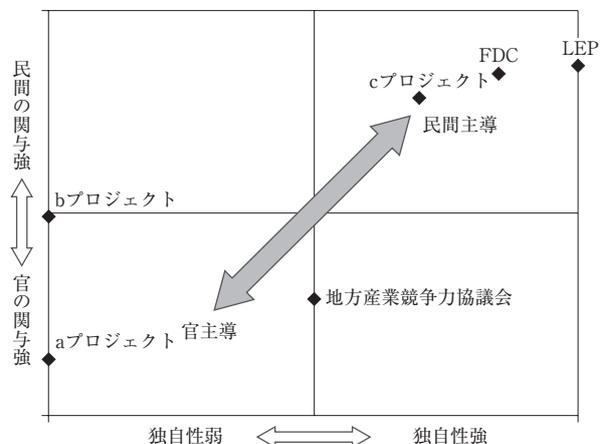
この図から、LEPについては、民間の関与、

(図表11) 産業振興プラットフォーム別にみた組織の属性



(資料) 日本総合研究所作成

(図表12) プラットフォームにおける民間主導、官主導の状況



(資料) 日本総合研究所作成

独自性がともに強く、民間主導で産業振興が進められていることが確認できる。わが国に目を転じると、日本版LEPを目指すFDCが、LEPに比べれば民間の関与、独自性ともに弱いものの、わが国のなかでは、民間主導のプラットフォームの構築に近づきつつある事例といえよう。

民間事業として継続し、産業クラスター計画の成功事例とされるc.プロジェクトは、政府事業にもかかわらず、民間の関与が強い。これは、当初から地域金融機関や地元の経済団体および業界団体等が中心となり、それに自治体を巻き込む形で事業を展開していたことが背景にあると思われる。ただし、政府事業のため事業の自由度が限定的であったことから、政策・事業の独自性はLEPやFDCに比べて弱い。もっとも、c.プロジェクトは、民間事業へ移行後、政策提言の実施や自主財源の拡充を図るとともに、海外進出支援や人材育成など独自事業の範囲を拡大するなど、民間主導体制を一段と強化している。

これに対して、民間事業への移行と同時に活動が終了したa.プロジェクトでは、官の関与が最も強く、独自性が皆無であり、官主導での産業振興であったことが分かる。

b.プロジェクトは、行政機関から独立した組織であるものの、a.プロジェクトと同様に、官の関与が強く、政策・事業の独自性に乏しかったことから、官主導で産業振興が図られていたとみることが出来る。同プロジェクトは、現在も他省の政策の下で活動を継続している。クラスター計画時に比べて民間の関与がやや強まったとはいえ、財源は依然として政府予算に依存し、行政が事業戦略に関する意思決定を行っていることから、官主導のプラットフォームの側面が強いといえよう。

地方産業競争力協議会については、地域主義の産業振興を実施するため多様な民間の主体が参画しているにもかかわらず、図表12では、民間よりも官の関与が強く、政策・事業の独自性はLEP、FDC、c.プロジェクトに比べ低位にとどまった。依然として、地域産業振興が官主導で進められている状況が窺われる。

上記の結果を整理すると、産業クラスター計画の当初の目的が達成できなかったプロジェクトでは、官主導で計画が進められたため、地域の実態を十分に反映できず、活動の内容が補助金事業の範囲に限られたものにとどまった。そのうえ、そうした施策について客観的な評価がなされなかったため、課題を適切に把握できず、事業内容の見直し、修正もできなかった。これに対して、民間事業として継続するc.プロジェクトや地域主導での産業振興を図るFDCでは、評価体制については客観性に欠けるとはいえ、民間部門を中心に独自性を持った事業活動が展開されている。

これらのことから、地域の特性や課題を踏まえ、地域の実態に即した産業振興を促進するには、官主導のトップダウン式よりも、民間部門が中心となって施策を策定・実行するボトムアップ式のプラットフォームの下で進める方が、望ましいといえよう。

(2) 地域の産業振興の促進に資するプラットフォームとは

以上を踏まえ、地域の産業振興の促進に資するプラットフォームのポイントを整理すると、A.民間部門中心の組織、B.財務の自立、C.実際の経済エリアを軸とした圏域設定、D.客観的評価の導入の4点が挙げられる。具体的には、下記の通りである。

A. 民間部門中心の組織

最も重要なポイントは、民間部門中心の組織ということである。これには、民間出身者を中心に構成されたプラットフォームが、インフラ開発等を含めた地域産業振興全般に関する戦略・計画の策定からその事業化まで一括して管理・運営する、いわゆるThink & Do Tankの役割を担うことが求められる。さらに、意思決定が民間主導で行われることが重要である。このためには、「民間部門出身者が役員会メンバーの過半数を占める」、「代表者を民間出身者に限定する」など、LEPのような具体的な基準を設ける、あるいは経産局や自治体をオブザーバーなど決定権の無いメンバーに位置付ける、といったことが必要になろう。地域の産業実態や事業活動に精通した民間部門が主導することで、実態に即した計画の策定が可能になるとともに、事業の実現性や費用対効果が向上することが期待できる。

もっとも、地域の優位性や課題を把握するには、民間出身者の比率が高いだけでは限界がある。よりの確にそれらを把握するためには、プラットフォームの構成主体の範囲を拡大することが重要である。具体的には、民間部門として、経済団体、一般企業に加え、NPO法人や住民組織等も組み入れることである。近年、地域の課題を解決するソーシャルビジネスの重要性が増しているほか、医療・介護サービスの分野で提供主体として活動する住民が増えつつあることが背景にある。営利目的のみならず、こうしたソーシャルビジネスや住民の視点を加えることで、地域の課題をよりの確に捉えることができると思われる。そのうえ、域内の経済主体に、産業振興にかかわる当事者意識が醸成され、名ばかりの参画ではなく、実際に活動する実体のある積極的な参画が期待できる。

あわせて、域外の企業、大学・研究機関等を参画させることも求められる。ビジネスにとどまらず、戦略策定・事業化の段階から、域外の主体が参画することが重要である。これにより、地域産業の分析や技術開発など、地域だけでは補完しえない機能を手に入れることができ、加えて域内の主体だけでは気づくことができなかった特長や課題の抽出も可能となり、より地域に即し、かつ幅のある戦略や計画が策定できると思われる。さらに、域外の主体と連携することで、産官学ネットワークが他地域に拡大し、そのネットワークと協働することで、技術移転やイノベーション等の相乗効果も期待できる。

歴史的経緯をたどれば、戦後のわが国では、行政が旗振り役となって産業振興が図られてきたこともあり、産業集積が乏しい地域のなかには、民間部門の当事者意識が高いとはいえない地域も存在する。こうした地域では、プラットフォームの構築を図ろうとしても、民間部門の積極的な参画は覚束ない。したがって、経産局や都道府県の役割の第一は、研究会や勉強会等を通して、経済団体や一般企業に積極的に働きかけるなど、民間主導のプラットフォームが構築されやすい環境を作る黒子の役といえよう。

B. 財務の自立

第2のポイントは、自主財源を確保し、財務を自立させることである。

プラットフォームが独自に策定した戦略に基づき事業を進めるには、行政の影響を最小限にとどめることが不可欠である。それには、行政機関から経済的に独立した機関であることが求められる。すなわち、原則として、行政の予算や補助金・助成金に依存せずに、自らの財源で組織を運営し、事業を展開することである。

前述のTAMA協会やFDCでは、会員制を採用し会費を財源に充てているほか、企業のマッチングや

技術・経営相談等の支援に対する料金を徴収するなどして、事業収入を確保している。LEPのように、構成メンバーに対して、運営資金の出資を義務付けることも一案である。

しかしながら、これだけで、プラットフォームのすべての費用を賄うことは難しいため、事業の実施に当たっては、補助金・助成金を利用せざるを得ないのが実情であろう。ただし、補助金・助成金に対するプラットフォーム側の認識を大幅に変更することが必要である。従来のように資金を得るために支給要件に合わせて事業を組み立てるのではなく、自らの事業遂行のための資金の一部として補助金を利用するといった姿勢が求められる。

これまでの政府予算の下で展開された事業の多くは、公平・公正といった原則にとらわれ、費用対効果が低い結果に終わった。そのため、産業クラスター計画のように、途中で予算が打ち切られ、事業が継続できない事態に陥ったものもある。

これに対して、行政から経済的に自立することで、公平・公正の原則よりも、事業の集中と選択が進められやすくなる。より高い効果が期待できる産業分野や事業に人材や資金を集中させ、メリハリのあふ事業化を進めることで、費用対効果の向上が期待できる。加えて、経済的に自立することで、事業に対する予算配分を自ら決定できることから、途中で事業を断念するといったリスクを低減させることも可能になる。

C. 実際の経済エリアを軸とした圏域設定

第3のポイントは、実際の経済エリアを軸とした圏域である。

従来のような行政区域を軸とした圏域設定では、地域の実態を十分に反映した計画を策定することは難しい。例えば都道府県や地域ブロック単位では、複数の経済エリアを内包しているにもかかわらず、それぞれの経済エリアの実態と乖離した、包括的な戦略・計画となりやすい。市町村単位、とりわけ、当該自治体がある経済エリアの一部に過ぎない場合、自らの自治体の産業振興を優先するあまり、該当する経済エリア全体から見ると、一体感に欠ける内容になるおそれがある。このような行政区域を軸とした圏域設定による弊害を低減するには、圏域を実存の経済エリアに合わせることで、有効と考えられる。

こうした圏域を設定するには、地域ブロックの経産局や自治体ではなく、地域の民間部門が中心となり検討する必要がある。民間部門の方が、ビジネスを通じて実際の経済エリアを把握しているとみられるためである。この場合、統計データに基づいて、産業構造、人流、商流、金流の推移を検証するなど、客観的に経済エリアの実態を把握することも重要である。

もっとも、民間主導のプラットフォームの構築と同様に、民間部門の自主性に委ねた場合、地域によって取り組みに温度差が生じる可能性は否めない。したがって、経産局や都道府県には、圏域を設定する際に、一定の関与が求められるケースもあろう。ただし、従来の轍を踏むことのないよう、行政としての役割は、民間部門に対する働きかけと圏域の調整役にとどまるべきである。

また、大都市近郊には、複数の経済エリアに属する自治体が存在する。例えば、市の東部が隣接する他県の町と合わせた一つの経済エリア、南部が隣接する同一県内の市町村と合わせた経済エリアといったケースである。これらの経済エリアの産業構造が同じで、単に地理的な理由で分かれているのであれ

ば、一つの圏域とすることもできる。しかし、産業構造が異なるのであれば、産業振興を図る圏域も複数設定されることが望ましい。イギリスでも、自治体がオーバーラップするLEPが18団体存在し、37の自治体が複数のLEPに属している。

このように、一つの自治体に複数の産業振興のプラットフォームが設定される場合、同一自治体にもかかわらず、適用される制度に違いが生じ、参画する企業の混乱をきたしかねない。産業クラスター計画でも、首都圏や東海地方で参画自治体が重複するプロジェクトが創設されたが、これらのプロジェクトの間で、施策が十分に調整されていたわけではない。こうしたことを踏まえると、一つの自治体のなかで制度に齟齬が生じたり、バランスを欠いた経済構造になったりしないように、同一自治体に共存するプラットフォームが連携し、協働体制を構築することも必要となろう。

D. 客観的評価の導入

第4は、政策・事業に対する客観的な評価の導入である。

持続的に産業振興を図るには、内部環境や外部環境の変化に柔軟に対応するとともに、それまでの事業戦略が適切か否かを確認し、見直し、修正することが必要である。わが国のプラットフォームの大半は、これまでも自己評価を実施してきたものの、評価基準が明確でなく、客観性に乏しいというのが実情である。こうした自己評価では、戦略や施策の課題・改善点を発見することは容易でないと思われる。

課題を的確に発見し、それを戦略の見直し・修正に生かす、すなわち、PDCAサイクルを円滑に機能させるためには、客観的に政策・事業を評価することが重要である。評価すべき項目や基準を明確にしたうえで、それに基づき評価することが求められる。評価の透明性を確保するため、各プラットフォームによる自己評価については、独自の基準と評価結果を公開するとともに、その結果を第三者機関によって検証することも必要になろう。評価の客観性を更に高めるには、国としての統一指標・基準や事業評価のガイドラインの作成と、それに基づいた第三者機関による評価システムの導入が有効とみられる。

さらに、統一指標・基準に基づいた事業評価は、各プラットフォームの戦略のみならず、わが国の産業振興策の策定・修正にも寄与すると考える。これまで、わが国では、地域経済や産業競争力に対する政策効果について、十分な検証がなされてきたとはいえない。会計検査院では事業の費用対効果の監査、所管省庁では、新規事業件数や事例等が報告されるにとどまっている。

これでは、政策効果の有無について明確な判断ができないため、効果が期待できる施策や修正すべき課題等を次期の産業振興策に反映させることは困難である。近年の産業振興策をみても、過去の失敗を踏まえ十分に検討された内容とはいえ、このままでは、大きな成果が上がらなかった従前の政策の二の舞になる可能性が大きいといえよう。

以上を踏まえると、国においても、予算の使い方にとどまらず、政策効果そのものを検証するPDCAシステムを早急に整備することが求められる。具体的には、各プラットフォームの評価を取り纏め、分析、課題を洗い出し、それに基づき政策を見直し・修正する体制を、省庁横断的に構築する必要がある。

(注23) 企業や組織において、事業・業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと（重要業績評価指標）。

5. おわりに

以上の通り、域内外の多様な主体、資源を活用し、戦略策定からその実行までを一貫して担う民間主導の自立したプラットフォームを構築することが、地域の産業振興を進めるうえで、最も有効な手段と考えられる。

もっとも、こうした枠組みが整備されたからといって、必ずしも地域産業の振興が促進されるものではない。当該プラットフォームは、あくまでも地域主導の産業振興を促進するための基盤に過ぎない。経済規模や地理的環境によって、適合する具体的なプラットフォームの在り方は異なり、それぞれに応じたプラットフォーム作りが求められる。大都市周辺のようにITやバイオ・ヘルスケアなど柱となる産業が複数存在する経済エリアでは、産業ごとに部会を設置する多層構造、農村部のように小規模の経済エリアが点在している地域では、地区ごとの小プラットフォームが並立する構造などが、例として考えられる。

しかしながら、なかにはハードルが高すぎて、自らに合ったプラットフォームを構築することが難しい地域もあろう。このため、国が、都市規模や経済規模といったパターンごとにパイロット事業を試行することも必要となる。ただし、官主導で画一的な体制にならないように、国は各地域の取り組みを後押しするにとどめるべきである。

このほか、上記プラットフォームの下で産業振興を進める際に、地域再生を包括的に図る他の政策との調整を考慮する必要がある。とりわけ、総務省を中心に進められている連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想などの自治体の広域連携事業とは、圏域のほか、経済活性化および産業振興に関する機能や役割に重複がみられる。両者で産業振興の方向性に齟齬が発生しないよう、調整、協働を図ることが求められる。そのためには、産業振興のプラットフォームも、各自治体と同等の立場で、広域連携の枠組みに参画させることが必要となろう。

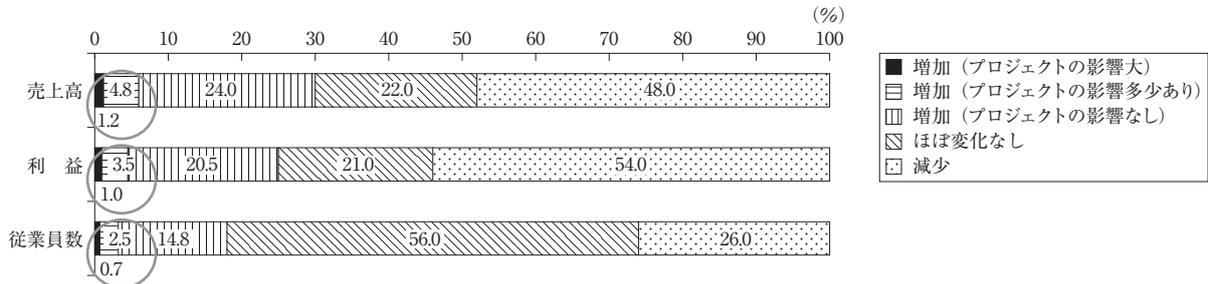
<補論>

経産省のモニタリング調査の概要は、下記の通りである。

1. 企業業績への効果

企業業績に対する直接的な効果は、極めて小さい。2008年度の企業業績をみると、売上高に関しては、約半数が減少したと回答したのに対し、増加した企業は回答企業の30%で、そのうち増加がプロジェクトの影響によるとした企業は6%に過ぎない（図表13）。利益も、減少したと回答した企業が過半数で、増加した企業は全体の4分の1、そのうちプロジェクトの影響が増加に寄与したとする企業は4.5%にとどまった。従業員数に関しては、半数以上が変化なしとする一方、増加した企業は20%足らずで、しかもプロジェクトによって増加したと回答した企業は3.2%に過ぎない。

(図表13) 売上高、利益、従業員数に対するプロジェクトの影響



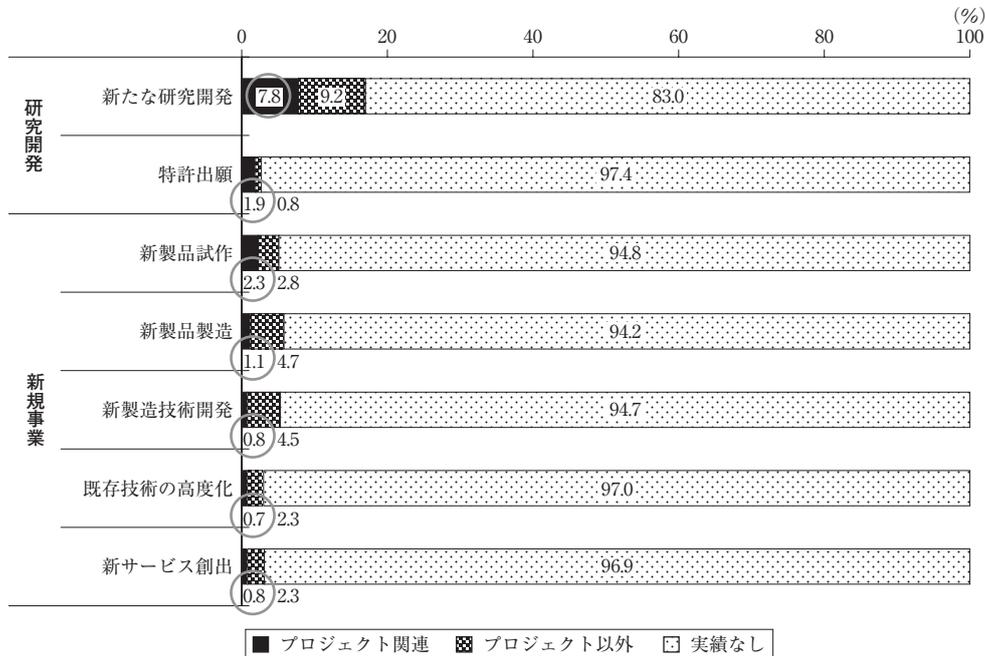
(資料) 経産省「平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査報告書 (2010年3月)」

2. 研究開発・事業創出への効果

研究開発や新規事業に対する効果も、極めて小さいといえる。参画企業のうち、2008年度に研究開発や新規事業の実績があった企業は、「新たな研究開発」で17%と2桁台となったものの、その他の項目については、高くても6%程度にとどまっている(図表14)。

プロジェクト関連の研究開発や新規事業を創出した企業は、更に少ない。回答企業全体に占める割合は、最も高い「新たな研究開発」でも7.8%に過ぎず、「新製造技術開発」、「既存技術の高度化」、「新サービス創出」については1%以下であった。

(図表14) プロジェクト関連の研究開発・事業創出の状況



(資料) 経産省「平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査報告書 (2010年3月)」を基に日本総合研究所作成
 (注) 同報告書で公表された研究開発や新規事業の件数と1社あたりの件数を基に研究開発や新規事業を実施した企業数を算出し、回答企業全体に占める割合を推計した。

3. 創業・株式公開への効果

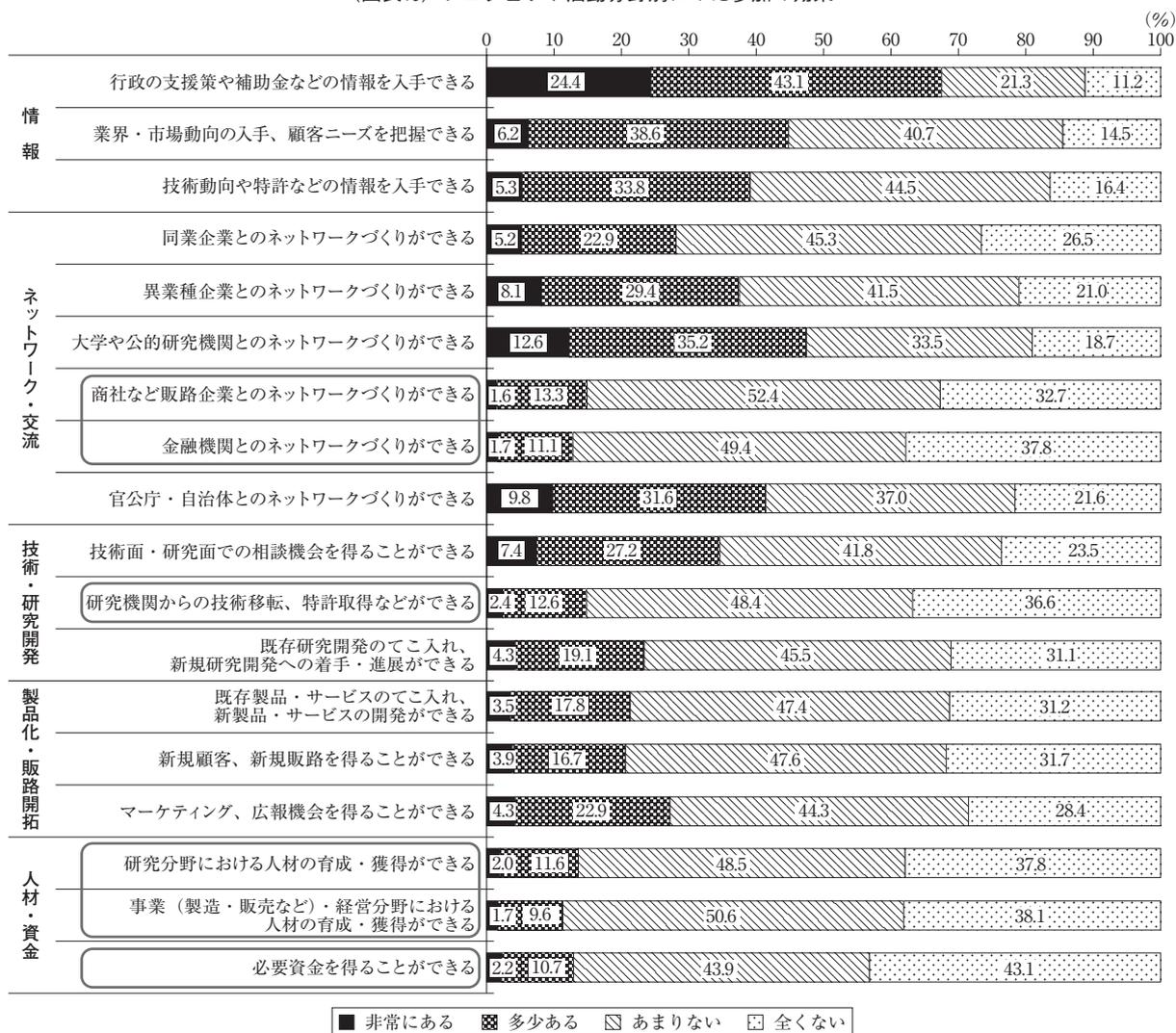
2008年度に創業、第二創業、株式公開を実施した企業は、延べ257社であった。

このうち、プロジェクト関連は、全プロジェクトを合わせても41社、回答企業に占める割合は3.8%に過ぎない。1プロジェクト当たり1.7社の割合で創業・株式公開がなされていたものの、プロジェクト間で多少のバラツキがみられた。創業・株式公開した企業が6社存在するプロジェクトがある一方、全体の3分の1にあたる8プロジェクトで、創業・株式公開した企業が全く存在しなかった。

4. プロジェクト活動分野別にみた参加の効果

プロジェクトに参画することでメリットを実感した企業は、活動分野ごとに若干のバラツキはあるものの、総じて少ない。参加の効果がある（「非常にある」と「多少ある」）と回答した企業の割合が最も高いプロジェクト活動は、「行政の支援策や補助金などの情報の入手」で、67.5%であった（図表15）。

（図表15）プロジェクト活動分野別にみた参加の効果



（資料）経産省「平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査報告書（2010年3月）」

ただし、効果ありとの回答が過半数を占めたのは、同活動のみであった。一方、効果がない（「あまりない」と「全くない」）との回答割合が高い活動は、順に「事業・経営分野における人材の育成・獲得（88.7%）」、「金融機関とのネットワークづくり（87.2%）」、「必要資金の獲得（87%）」、「研究分野における人材の育成・獲得（86.3%）」、「商社など販路企業とのネットワーク（85.1%）」、「研究機関からの技術移転・特許取得（85%）」であった。とりわけ、事業資金の調達、必要人材の育成・確保、販路開拓において、効果がないと実感する企業が多い。

以上のモニタリング調査では、上述の企業実績や企業活動のほか、ネットワークの形成やイノベーションの状況など、プロジェクトの総合的な検証を試みている。しかしながら、参画企業のアンケートを基づく調査であるため、調査結果は客観性に欠け、政策の効果や課題が判然としないのも事実である。

今後、政策の影響や効果をより精緻に評価し、課題を次期政策に生かすには、様々な側面から分析、検証する必要がある。具体的には、i) KPIなど基準となる統一指標の策定、ii) マクロデータの定量分析、iii) 人口動態、有力企業の有無、海外進出企業の有無等による重回帰分析や主成分分析といった多変量解析などが挙げられよう。

(2016. 3. 31)

参考文献・資料

- ・大久保敏弘・岡崎哲二 [2015]. 「産業政策と産業集積：産業クラスター計画の評価」『RIETI Discussion Paper Series』15-J-063、独立行政法人経済産業研究所、2015年12月
- ・奥山尚子 [2009]. 「地域活性化における地域イノベーション政策の効果～クラスター政策が開業率に与える影響について～」『社会イノベーション研究会SCWG2008年度報告書』、内閣府経済社会総合研究所、2009年3月
- ・河上哲・山田恵理 [2015]. 平成26年度国土政策関係研究支援事業「産業集積による知識のスピルオーバーと地域生産活動のイノベーションに関する基礎的研究」、国土交通省、2015年3月
- ・関東経済産業局 [2008]. 「平成19年度管内地域経済情勢の把握に係る調査報告書」、2008年6月
- ・経済産業省地域産業グループ [2010]. 「平成21年度産業クラスター計画モニタリング等調査報告書」、2010年3月
- ・財団法人自治体国際化協会 [2010]. 「英国の地方自治（2010年改訂版）」、2010年9月
- ・財団法人自治体国際化協会 [2014]. 「英国の地方自治（2013年改訂版）」、2014年1月
- ・藤田誠 [2012]. 『産業クラスターの現状と研究課題』、早稲田商学第431号、2012年3月
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング [2013]. 「地域新産業戦略策定調査報告書」、2013年3月
- ・イギリス政府 [2010]. 「イギリス地域経済白書」、2010年10月

参照ホームページ

- ・首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>)

-
- ・内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp/>)
 - ・経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)
 - ・国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)
 - ・総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>)
 - ・文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>)
 - ・国立研究開発法人科学技術振興機構 (<http://www.jst.go.jp/>)
 - ・イギリス政府ホームページ (<https://www.gov.uk/government/>)
 - ・LEP Networkホームページ (<http://www.lepnetwork.net/>)